

3月17日（月曜日）

第4日目

---

平成26年 3 月17日（月曜日）

---

**議事日程第 4 号**

平成26年 3 月17日（月曜日）

開 議 午後 1 時

**第 1 委員長報告**

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

**第 2 報告事件の審議**

質 疑

討 論

採 決

**第 3 議案等の上程（人事案件）**

説 明

質 疑

討 論

採 決

**第 4 議案等の上程（一括）**

説 明

質 疑

**第 5 議案の付託**

休 憩

（休憩中、各常任委員会開会）

再 開

**第 6 委員長報告**

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

**第 7 報告事件の審議**

質 疑

討 論

採 決

第8 議案乙の上程（議案乙第2号）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第9 意見書案の上程（一括）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第10 閉会中審査事件の付託

閉 会

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1 委員長報告

日程第2 報告事件の審議

1. 認 第1号 専決処分の承認について（平成25年度大館市一般会計補正予算（第10号））
2. 議案第1号 大館市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案
3. 議案第2号 公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
4. 議案第3号 大館市青少年問題協議会に関する条例の一部を改正する条例案
5. 議案第4号 大館市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例案
6. 議案第5号 大館市比内福祉保健総合センターに関する条例の一部を改正する条例案
7. 議案第6号 大館市田代いきいきふれあいセンターに関する条例の一部を改正する条例案
8. 議案第7号 大館市田代老人福祉センターに関する条例の一部を改正する条例案
9. 議案第8号 大館市こぶしの家に関する条例の一部を改正する条例案
10. 議案第9号 大館市介護予防拠点施設に関する条例の一部を改正する条例案
11. 議案第10号 大館市高齢者生きがいセンターに関する条例の一部を改正する条例案
12. 議案第11号 大館市ふれあいセンターに関する条例の一部を改正する条例案

13. 議案第 12 号 大館市ペット霊園に関する条例の一部を改正する条例案
14. 議案第 13 号 大館市田代診療所に関する条例の一部を改正する条例案
15. 議案第 14 号 大館市衛生処理施設に関する条例の一部を改正する条例案
16. 議案第 15 号 大館市北地区コミュニティセンターに関する条例の一部を改正する条例案
17. 議案第 16 号 大館矢立ハイツに関する条例の一部を改正する条例案
18. 議案第 17 号 大館総合技能センターに関する条例の一部を改正する条例案
19. 議案第 18 号 大館スカイパーキングに関する条例の一部を改正する条例案
20. 議案第 19 号 大館市二井田市民集会所に関する条例の一部を改正する条例案
21. 議案第 20 号 大館市湯夢湯夢の里に関する条例の一部を改正する条例案
22. 議案第 21 号 大館市五色湖緑地公園に関する条例の一部を改正する条例案
23. 議案第 22 号 大館市五色湖ロッジに関する条例の一部を改正する条例案
24. 議案第 23 号 大館市たしろ温泉ユップラに関する条例の一部を改正する条例案
25. 議案第 24 号 大館市ブルミエ比内に関する条例の一部を改正する条例案
26. 議案第 25 号 大館市ベニヤマ自然パークに関する条例の一部を改正する条例案
27. 議案第 26 号 大館市農林業多目的研修集会施設等に関する条例の一部を改正する条例案
28. 議案第 27 号 大館市農産物集出荷加工施設に関する条例の一部を改正する条例案
29. 議案第 28 号 大館市農村婦人の家に関する条例の一部を改正する条例案
30. 議案第 29 号 大館市高齢者・若者センターに関する条例の一部を改正する条例案
31. 議案第 30 号 大館市高齢者生産活動施設に関する条例の一部を改正する条例案
32. 議案第 31 号 大館市構造改善センターに関する条例の一部を改正する条例案
33. 議案第 32 号 大館市営牧場に関する条例の一部を改正する条例案
34. 議案第 33 号 大館市公設総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
35. 議案第 34 号 大館市民舞伝習館に関する条例の一部を改正する条例案
36. 議案第 35 号 大館市民文化会館に関する条例の一部を改正する条例案
37. 議案第 36 号 大館樹海ドームパークに関する条例の一部を改正する条例案
38. 議案第 37 号 大館市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例案
39. 議案第 38 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
40. 議案第 39 号 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
41. 議案第 40 号 大館市手数料条例の一部を改正する条例案
42. 議案第 41 号 大館市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案
43. 議案第 42 号 大館市温泉条例の一部を改正する条例案

- 44. 議案第 43 号 大館市障害程度区分認定審査会に関する条例の一部を改正する条例案
- 45. 議案第 44 号 大館市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例案
- 46. 議案第 45 号 大館市医学生奨学基金に関する条例案
- 47. 議案第 46 号 大館市公民館使用条例の一部を改正する条例案
- 48. 議案第 47 号 大館市就業改善センターに関する条例の一部を改正する条例案
- 49. 議案第 48 号 大館市立あやめ苑に関する条例の一部を改正する条例案
- 50. 議案第 49 号 大館市総合開発センターに関する条例の一部を改正する条例案
- 51. 議案第 50 号 大館市立地域体育館に関する条例を廃止する条例案
- 52. 議案第 51 号 大館市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 53. 議案第 52 号 大館市農林水産物直売施設の指定管理者の指定について
- 54. 議案第 53 号 市道路線の廃止について（釈迦内松木立花線外 2 路線）
- 55. 議案第 54 号 市道路線の認定について（釈迦内松木立花線外 3 路線）
- 56. 議案第 55 号 平成25年度大館市一般会計補正予算（第11号）案
- 57. 議案第 56 号 平成25年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 58. 議案第 57 号 平成25年度大館市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案
- 59. 議案第 58 号 平成25年度大館市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 60. 議案第 59 号 平成25年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 61. 議案第 60 号 平成25年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 62. 議案第 61 号 平成25年度大館市小規模水道等事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 63. 議案第 62 号 平成25年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第 1 号）案
- 64. 議案第 63 号 平成25年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 65. 議案第 64 号 平成25年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 号）案
- 66. 議案第 65 号 平成25年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 67. 議案第 66 号 平成25年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第 3 号）案
- 68. 議案第 67 号 平成25年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 69. 議案第 68 号 平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 70. 議案第 69 号 平成25年度大館市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）案
- 71. 議案第 70 号 平成25年度大館市財産区特別会計補正予算（第 4 号）案
- 72. 議案第 71 号 平成25年度大館市水道事業会計補正予算（第 3 号）案
- 73. 議案第 72 号 平成25年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）案
- 74. 議案第 73 号 平成25年度大館市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 75. 議案第 74 号 平成25年度大館市病院事業会計補正予算（第 4 号）案

- 76. 議案第 75 号 平成26年度大館市一般会計予算案
- 77. 議案第 76 号 平成26年度大館市国民健康保険特別会計予算案
- 78. 議案第 77 号 平成26年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案
- 79. 議案第 78 号 平成26年度大館市介護保険特別会計予算案
- 80. 議案第 79 号 平成26年度大館市介護サービス事業特別会計予算案
- 81. 議案第 80 号 平成26年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計予算案
- 82. 議案第 81 号 平成26年度大館市小規模水道等事業特別会計予算案
- 83. 議案第 82 号 平成26年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案
- 84. 議案第 83 号 平成26年度大館市田代診療所事業特別会計予算案
- 85. 議案第 84 号 平成26年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案
- 86. 議案第 85 号 平成26年度大館市農業集落排水事業特別会計予算案
- 87. 議案第 86 号 平成26年度大館市公営駐車場事業特別会計予算案
- 88. 議案第 87 号 平成26年度大館市温泉開発特別会計予算案
- 89. 議案第 88 号 平成26年度大館市奨学資金特別会計予算案
- 90. 議案第 89 号 平成26年度大館市都市計画事業特別会計予算案
- 91. 議案第 90 号 平成26年度大館市土地取得特別会計予算案
- 92. 議案第 91 号 平成26年度大館市財産区特別会計予算案
- 93. 議案第 92 号 平成26年度大館市水道事業会計予算案
- 94. 議案第 93 号 平成26年度大館市工業用水道事業会計予算案
- 95. 議案第 94 号 平成26年度大館市下水道事業会計予算案
- 96. 議案第 95 号 平成26年度大館市病院事業会計予算案
- 97. 請願第 21 号 長木公民館全面改築について
- 98. 請願第 22 号 経済・雇用対策強化のための地方財政の強化を求める意見書の提出要請について
- 99. 陳情第 38 号 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の提出要請について
- 100. 陳情第 39 号 違法な臓器生体移植を禁じることについて
- 101. 陳情第 48 号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出要請について

### 日程第3 議案等の上程

- 1. 諮 第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 2. 議案第 96 号 教育委員会の委員の任命について
- 3. 議案第 97 号 情報審査会の委員の任命について
- 4. 議案第 98 号 上川沿財産区管理委員の選任について

日程第4 議案等の上程

1. 報 第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償について）
2. 議案第 99 号 平成25年度大館市一般会計補正予算（第12号）案
3. 議案第100号 平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第4号）案

日程第5 議案の付託

日程第6 委員長報告

日程第7 報告事件の審議

1. 議案第 99 号 平成25年度大館市一般会計補正予算（第12号）案
2. 議案第100号 平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第4号）案

日程第8 議案乙の上程

- ・ 議案乙第 2 号 大館市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の提出について

日程第9 意見書案の上程

1. 意見書案第 1 号 経済・雇用対策強化のための地方財政の強化を求める意見書の提出について
2. 意見書案第 2 号 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の提出について
3. 意見書案第 3 号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について

日程第10 閉会中審査事件の付託

---

出席議員（28名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 小棚木 政 之 君 | 2 番  | 武 田 晋 君   |
| 3 番  | 佐 藤 照 雄 君 | 4 番  | 小 畑 淳 君   |
| 5 番  | 花 岡 有 一 君 | 6 番  | 中 村 弘 美 君 |
| 7 番  | 畠 沢 一 郎 君 | 8 番  | 伊 藤 毅 君   |
| 9 番  | 藤 原 明 君   | 10 番 | 千 葉 倉 男 君 |
| 11 番 | 佐 藤 久 勝 君 | 12 番 | 仲 沢 誠 也 君 |
| 13 番 | 虻 川 久 崇 君 | 14 番 | 石 田 雅 男 君 |
| 15 番 | 藤 原 美佐保 君 | 16 番 | 斉 藤 則 幸 君 |
| 17 番 | 明 石 宏 康 君 | 18 番 | 佐 藤 芳 忠 君 |
| 19 番 | 吉 原 正 君   | 20 番 | 佐々木 公 司 君 |
| 21 番 | 佐 藤 健 一 君 | 22 番 | 田 中 耕太郎 君 |
| 23 番 | 富 樫 孝 君   | 24 番 | 田 村 齊 君   |

25番 菅 大 輔 君  
27番 相 馬 エミ子 君

26番 笹 島 愛 子 君  
28番 高 橋 松 治 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|                 |   |     |       |
|-----------------|---|-----|-------|
| 市               | 長 | 小 畑 | 元 君   |
| 副 市             | 長 | 吉 田 | 光 明 君 |
| 総 務 部           | 長 | 大 友 | 隆 彦 君 |
| 総 務 課           | 長 | 名 村 | 伸 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     |   | 蛇 川 | 正 裕 君 |
| 財 政 課           | 長 | 北 林 | 武 彦 君 |
| 市 民 部           | 長 | 田 畑 | 政 光 君 |
| 福 祉 部           | 長 | 佐 藤 | 孝 弘 君 |
| 産 業 部           | 長 | 飯 泉 | 信 夫 君 |
| 建 設 部           | 長 | 佐 藤 | 雄 幸 君 |
| 会 計 管 理 者       |   | 芳 賀 | 利 彦 君 |
| 病 院 事 業 管 理 者   |   | 佐々木 | 睦 男 君 |
| 市立総合病院事務局長      |   | 蛇 川 | 信 幸 君 |
| 消 防             | 長 | 渡 部 | 明 君   |
| 教 育             | 長 | 高 橋 | 善 之 君 |
| 教 育 次 長         |   | 石 井 | 隆 君   |
| 選挙管理委員会事務局長     |   | 戸 田 | 恒 夫 君 |
| 農業委員会事務局長       |   | 若 松 | 俊 一 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 |   | 小 林 | 浩 君   |

事務局職員出席者

|       |   |     |       |
|-------|---|-----|-------|
| 事 務 局 | 長 | 阿 部 | 徹 君   |
| 次     | 長 | 笹 谷 | 能 正 君 |
| 係     | 長 | 畠 沢 | 昌 人 君 |
| 主     | 査 | 佐 藤 | 肇 君   |
| 主     | 査 | 長 崎 | 淳 君   |
| 主     | 査 | 大 里 | 克 史 君 |

---

午後 1 時00分      開      議

○議長（中村弘美君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 4 号をもって進めます。

---

日程第 1 委員長報告

○議長（中村弘美君） 日程第 1、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 吉原 正君 登壇〕

○19番（建設水道常任委員長 吉原 正君） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案 2 件、単行案 2 件、予算案 17 件の計 21 件であります。これらの事件について、去る 3 月 5 日、6 日、7 日、12 日の 4 日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第 2 号及び同第 18 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第 53 号及び同第 54 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、補正予算案についてであります。まず、議案第 55 号のうち本委員会に付託されました部分についてありますが、その主な内容は、生活バス路線維持費補助金の計上や住宅リフォーム緊急支援事業費補助金等の追加であり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第 60 号、同第 61 号、同第 65 号、同第 68 号及び同第 71 号から同第 73 号までの以上 7 件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、当初予算案についてであります。まず、議案第 75 号のうち本委員会に付託されました部分についてありますが、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第 80 号、同第 81 号、同第 85 号、同第 86 号、同第 89 号及び同第 92 号から同第 94 号までの以上 8 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 佐藤久勝君 登壇〕

○11番（教育産業常任委員長 佐藤久勝君） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案31件、単行案1件、予算案8件、請願1件、陳情2件の計43件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、12日の4日間にわたり、審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第3号、同第4号、同第15号から同第17号まで、同第19号から同第36号まで、同第42号、同第44号から同第50号までの以上31件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第52号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案についてであります。議案第55号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、県営大館第二工業団地において、昨年10月から操業を開始したグリーンパッケージ秋田工場にかかわる操業開始時支援金や用地取得費助成金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第64号、同第66号及び同第67号の以上3件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、当初予算案についてであります。議案第75号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、木材加工流通施設整備事業補助金や本年10月から開催される「国民文化祭あきた2014」にかかわる事業費の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第84号、同第87号及び同第88号の以上3件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、本定例会において付託されました請願1件及び陳情2件についてであります。陳情第49号につきましては、採択とすべきものと決定し、請願第25号及び陳情第48号の以上2件につきましては、いずれも閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、陳情第49号に関連して、「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書案」を本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際には、よろしくお願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査を付託されておりました請願2件及び陳情1件についてであります。請願第21号 長木公民館全面改築については、採択とすべきものと決定し、請願第24号及び陳情第29号の以上2件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決

定した次第であります。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長（中村弘美君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 仲沢誠也君 登壇〕

○12番（厚生常任委員長 仲沢誠也君） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認1件、条例案11件、予算案16件の計28件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、13日の4日間にわたり、審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第1号のうち本委員会に付託されました部分につきましては、承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第5号から同第14号まで、及び同第43号の以上11件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案についてであります。まず、議案第55号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、墓地公園等整備基金積立金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第56号から同第59号まで、及び同第62号、同第63号、同第74号の以上7件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、当初予算案についてであります。まず、議案第75号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第76号から同第79号まで、及び同第82号、同第83号、同第95号の以上7件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情2件についてであります。陳情第39号につきましては、不採択とすべきものと決定し、残る請願第3号及び陳情第41号の以上2件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長（中村弘美君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 花岡有一君 登壇〕

○5番（総務財政常任委員長 花岡有一君） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認1件、条例案7件、予算案6件、陳情3件の計17件であります。これらの事件について、去る3月5日、6日、7日、13日の4日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第1号のうち本委員会に付託されました部分については、承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第1号、同第37号から同第41号まで、及び同第51号の以上7件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案についてであります。まず、議案第55号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、歳入では、地方交付税における普通交付税の追加、繰越金の追加など。歳出では、財政調整基金や減債基金、庁舎等整備基金の積立金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第69号及び同第70号の以上2件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、当初予算案についてであります。まず、議案第75号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、歳入では、国庫負担金における生活保護費負担金や市債における臨時財政対策債など。歳出では、総務費における公共施設解体撤去事業基金積立金などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第90号及び同第91号の以上2件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。本定例会において付託されました陳情第50号から同第52号までの以上3件につきましては、いずれも閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中の継続審査を付託されておりました請願1件、陳情1件についてありますが、請願第22号及び陳情第38号の以上2件につきましては、いずれも採択とすべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定しました請願第22号に関連いたしまして、「経済・雇用対策強化のための地方財政の強化を求める意見書案」を、また、陳情第38号に関連いたしまして、「日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書案」を本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際には、よろしくお願い申し上げます。

ます。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

---

○議長（中村弘美君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

---

## 日程第2 報告事件の審議

○議長（中村弘美君） 日程第2、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付しております審議順序表により、順次議題といたします。

---

○議長（中村弘美君） 最初に、認第1号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり承認されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第1号から同第4号まで、同第18号、同第37号、同第38号、同第40号、同第43号から同第45号まで、同第50号及び同第51号の以上13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上13件を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上13件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第5号から同第17号まで、同第19号から同第36号まで、同第41号、同第42号、及び同第46号から同第49号までの以上37件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。26番、笹島愛子君。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕

○26番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。議案第5号から同第17号まで、同第19号から同第36号まで、同第41号、同第42号、及び同第46号から同第49号までの条例改正案に反対の討論を行います。

これら一連の条例改正案は、消費税率の引き上げに伴う条例改正案でありますので、大反対です。これらの改正は、消費税率の引き上げによるものや引き上げにプラスして表示方法を変更するもの、さらに消費税率引き上げと燃料費高騰等による引き上げや消費税率の引き上げを含めた使用料金体系の見直しに分かれておりますが、いずれにしても消費税率の引き上げを見込んでの料金の引き上げであり、全く認められない内容です。特に、自治体が運営する上下水道など公営企業会計の公共料金分は消費税の納入が求められますが、一般会計で扱う公共料金分は、法律で納入しなくてもよいことになっているものと私は認識しています。にもかかわらず今回、消費税率の引き上げにあわせて利用料・使用料を値上げする条例案を提案したことは、便乗値上げと言っても過言ではないと思います。よって、これら37件の条例改正案には反対します。（降壇）

○議長（中村弘美君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） これにて討論を終結いたします。

これより、以上37件を起立により採決いたします。

本37件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本37件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村弘美君） 起立多数であります。

よって、以上37件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第39号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。26番、笹島愛子君。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕

○26番（笹島愛子君） 笹島愛子です。議案第39号 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

これは提案理由にあるように、55歳を超える職員について勤務成績が標準である場合には昇給を行わないとするものでありますが、幾ら秋田県人事委員会の勧告であっても本市においては行うべきではないと私は思います。民間の企業等で営業成績が数字として上げられるものと違い、人が人を、人間を評価することは、どんな社会で生きていくにしてもつらいものがあります。ましてや55歳という年齢で勤務成績に点数をつけるやり方に、私はとても心が痛みます。よって、この議案には反対します。（降壇）

○議長（中村弘美君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村弘美君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第52号から同第54号までの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上3件を一括して採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第55号から同第74号までの以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第75号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。26番、笹島愛子君。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕

○26番（笹島愛子君） 笹島愛子です。議案第75号 平成26年度大館市一般会計予算案に反対の討論を行います。

本予算案では、昨年の豪雨や台風被害等の復旧費や小・中学校等の耐震改修事業など、継続して進められている大きな事業や住宅リフォーム緊急支援事業、さらにはフリーパス券支援事

業の継続や学校統合にかかわる通学路街灯整備事業等が提案されるなど評価できる面も多々あります。しかしこの間、大雨等による災害などを未然に防ぐためにも側溝の整備費や人件費などを求めてまいりましたが、26年度も大きな変化はありませんでした。さらに、町内会や団体等をお願いしている公園整備費もここ数年ほぼ同じ内容でありますし、桜等の維持管理費等環境整備にかかわる予算は全くお粗末だと言わなければなりません。また、このたびは自衛隊へ事務所を貸すのとあわせて駐車場の提供まで提案されました。賃借料は入ってくるので市の持ち出しはないと言われるかもしれませんが、そもそも市が大金を投じて改修し、長期にわたって貸し出すというもので、商業地域・居住地域にはなじまないものと思うものであります。さらに、一番と言ってもいいほど大きな問題として、公立保育園4園を指定管理する予算が含まれていることであります。これについては、大変残念であり到底認められません。時々市長の口からついて出る「子育て応援」という言葉は、取り下げてもらいたいほど残念であります。よって、平成26年度大館市一般会計予算案には反対します。(降壇)

○議長（中村弘美君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村弘美君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第76号から同第95号までの以上20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上20件を一括して採決いたします。

本20件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本20件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上20件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、請願第21号、同第22号、及び陳情第38号、同第39号、同第49号の以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告のうち、請願第21号、同第22号、及び陳情第38号、同第49号は採択、陳情第39号は不採択であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上5件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（中村弘美君） 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

---

### 日程第3 議案等の上程

○議長（中村弘美君） 日程第3、議案等の上程を行います。

本日送付ありました諮第1号、及び議案第96号から同第98号までの以上4件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） 本日提出いたしました人事案件につきまして、御説明申し上げます。

諮第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

これは、人権擁護委員であります富樫幸雄氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、秋田地方法務局長からの推薦依頼に基づき、その後任の候補者として同氏を再度推薦しようとするものであります。

議案第96号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

これは、教育委員会の委員であります丸山芳也氏の任期が本年3月23日をもって満了となりますことから、その後任の委員として、大館市字観音堂648番地3 山田和人氏を新たに任命しようとするものであります。

**議案第97号**は、情報審査会の委員の任命についてであります。

これは、情報審査会の委員6名の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として、伊藤治兵衛氏、兜森和夫氏、庄林雅了氏の3名を再度任命するとともに、他の3名の後任としまして、大館市清水一丁目1番85号 北川明子氏、大館市釈迦内字台野道下21番地15 木村勝広氏、大館市二井田字陣下31番地1 仲澤和子氏を新たに任命しようとするものであります。

**議案第98号**は、上川沿財産区管理委員の選任についてであります。

これは、上川沿財産区管理委員でありました戸田憲一氏が平成25年11月11日に御逝去されたことから、その後任としまして、大館市池内字池内164番地5 戸田俊悦氏を新たに選任しようとするものであります。

以上であります。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（中村弘美君） お諮りいたします。

ただいま上程・説明ありました議案等4件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は直ちに議題とすることに決しました。

---

○議長（中村弘美君） 諮第1号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決しました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第96号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第97号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第98号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

---

#### 日程第4 議案等の上程

○議長（中村弘美君） 日程第4、議案等の上程を行います。

本日送付ありました報第1号、及び議案第99号、同第100号の以上3件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） 本日提出いたしました議案等につきまして、内容を御説明申し上げます。

報第1号は、専決処分の報告についてであります。

これは、本年1月21日に、保健センター駐車場におきまして、樹木からの落雪により駐車中の普通乗用自動車の屋根を破損させた事故に伴う専決処分であります。この事故につきましては、相手方に誠意を示しながら解決に当たり、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定した事項として専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げるものであります。

議案第99号は、平成25年度大館市一般会計補正予算（第12号）案であります。

これは、経済対策に基づく国の平成25年度補正予算が可決・成立し、事業への補助が内定したものが中心となっており、あわせて既定の除排雪予算について、3月6日以降の降雪により不足が生じたため追加をお願いするものであります。

今回の補正は、4億7,925万7,000円の追加で、補正後の予算総額は399億277万7,000円となる見込みであります。まず、歳出の補正の主な内容について申し上げますと、総務費に3R推進プラザ建設工事費を追加。土木費に路面性状調査等委託料・公園整備工事費・除排雪経費を追加。教育費で小・中学校の耐震補強工事費を追加しております。次に、歳入の補正の主な内容を申し上げますと、補助事業にかかわる国・県支出金及び市債を追加するとともに、除排雪経費の財源として基金繰入金を追加しております。

また、第2条第2表に継続費の補正を、第3条第3表に中学校施設改良事業など7件の繰越明許費の補正を、第4条第4表には地方債の補正について御提案申し上げます。

議案第100号は、平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第4号）案であります。

今回の補正は2,443万1,000円の追加で、補正後の予算総額は8億2,124万4,000円となる見込みであります。

また、第2条第2表に御成町南地区土地地区画整理事業の繰越明許費の補正を、第3条第3表には地方債の補正について御提案申し上げます。

以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） これより、ただいまの上程議案等に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

---

## 日程第5 議案の付託

○議長（中村弘美君） 日程第5、議案の付託を行います。

議案2件は、お手元に配付しております議案付託表（第2号）のとおり、それぞれ各委員会

に付託いたします。

議 案 付 託 表 (第2号)

| 番 号       | 件 名                                                                                                                               | 付託委員会   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 議案 第 99 号 | 平成25年度大館市一般会計補正予算 (第12号) 案                                                                                                        | ( 分 割 ) |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳入 全 部<br>歳出 第9款 消防費<br>第3条第3表 (1)繰越明許費補正のうち、<br>第9款 消防費<br>第4条第4表 地方債補正<br>( 最 終 調 整 )                    | 総 財 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第2款 総務費<br>第2条第2表 継続費補正                                                                                 | 厚 生 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第6款 農林水産業費<br>第10款 教育費<br>第3条第3表 (1)繰越明許費補正のうち、<br>第10款 教育費<br>(2)繰越明許費補正のうち、<br>第6款 農林水産業費<br>第10款 教育費 | 教 産 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第8款 土木費<br>第3条第3表 (1)繰越明許費補正のうち、<br>第8款 土木費<br>(2)繰越明許費補正のうち、<br>第8款 土木費                                | 建 水 委   |
| 〃 第100号   | 平成25年度大館市都市計画事業特別会計補正予算 (第4号) 案                                                                                                   | 〃       |

○議長 (中村弘美君) この際、議事の都合により休憩いたします。

午後 1 時46分 休 憩

---

午後 2 時19分 再 開

○議長（中村弘美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第 6 委員長報告

○議長（中村弘美君） 日程第 6、委員長報告を行います。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 吉原 正君 登壇〕

○19番（建設水道常任委員長 吉原 正君） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案 2 件であります。これらの事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

議案第99号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、除雪委託料や公園整備工事費等の追加であり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第100号につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 佐藤久勝君 登壇〕

○11番（教育産業常任委員長 佐藤久勝君） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案 1 件であります。この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので御報告申し上げます。

議案第99号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、平成26年度実施分の小・中学校耐震補強工事費の追加等であり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 仲沢誠也君 登壇〕

○12番（厚生常任委員長 仲沢誠也君） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので御報告申し上げます。

議案第99号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その内容は、3R推進プラザ整備事業費の追加及び同事業費の継続費補正であり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 花岡有一君 登壇〕

○5番（総務財政常任委員長 花岡有一君） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので御報告申し上げます。

議案第99号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、歳入では、学校耐震対策事業等に係る国庫補助金及び市債の追加や財政調整基金繰入金の追加など。歳出では、消防費における全国瞬時警報システムの設備改修委託料の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（中村弘美君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

---

## 日程第7 報告事件の審議

○議長（中村弘美君） 日程第7、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付しております審議順序表（第2号）により、順次議題といたします。

---

○議長（中村弘美君） 最初に、議案第99号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（中村弘美君） 次に、議案第100号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案乙の上程

○議長（中村弘美君） 日程第8、議案乙の上程を行います。

菅大輔君ほか3名から提出されました議案乙第2号を上程いたします。

この際、提出者の趣旨説明を求めます。

〔24番 田村 齊君 登壇〕

○24番（田村 齊君） 新生クラブの田村です。大館市議会の議員の定数を定める条例の一部

を改正する条例案の提出理由を申し上げます。

皆さん、理由については印刷して提出しておりますが、当市も全国的に例外ではなく、人口減少も毎年続き、毎年1,000人以上が減少しており、15年後には5万人台になるシミュレーションがあります。それに伴う税収の大幅な落ち込みが予想される中で、議会経費の節減は避けて通れない現状にあります。こうした実情を踏まえ、議会としましては率先して何らかのリストラを行う必要があるものと思われまますので、この際、地方自治法第112条及び大館市議会会議規則第14条第1項の規定により、議員定数28名を24名に削減する、大館市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を提出するものであります。どうか、議員各位におかれましては慎重に、御理解の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。(降壇)

○議長(中村弘美君) お諮りいたします。

ただいま上程・説明ありました議案乙1件は、委員会付託を省略し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村弘美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案乙1件は直ちに議題とすることに決しました。

---

○議長(中村弘美君) 議案乙第2号 大館市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の提出についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○1番(小棚木政之君) 議長、1番。

○議長(中村弘美君) 1番。

○1番(小棚木政之君) 提出者に質問いたします。今回、定数を28人から24人に4人減という御提案でありましたけれども、この4人とした根拠を教えてくださいませんか。

○24番(田村 齊君) 議長、24番。

○議長(中村弘美君) 24番。

○24番(田村 齊君) お答えします。4月からの消費税や医療費の値上げ、年金の引き下げ等ダブルパンチ、いやトリプルパンチの連続の中、議員だけが現状維持とは市民の感情からいっても到底理解を得られないと思います。御承知のとおり隣の北秋田市では26名から20名の6名減で選挙の真っ最中ですよ。各常任委員会から1名減にすれば、ちょうど4名減になるということでございます。

○1番(小棚木政之君) 議長、1番。

○議長(中村弘美君) 1番。

○1番（小棚木政之君） 4 常任委員会から各 1 名ずつ減とうかがいましたけれども、その前の理由のところでは人口減等による税収の減少、財源の厳しさというお話をされました。財政的な厳しさということであれば議員報酬の削減であるとか、もしくは、市全体の財政の緊縮化というところが本来の争点ではないかと思えますけれども、その辺につきましてはいかがでしょう。

○24番（田村 齊君） 議長、24番。

○議長（中村弘美君） 24番。

○24番（田村 齊君） 財政状況を鑑みますと、議員 1 人当たりの経費が年間約780万円。仮の話ですが、掛ける 4 名でございますので3,127万円です。それが 4 年間だと単純計算で 1 億 2,000万円削減できることになります。

○1番（小棚木政之君） 議長、1 番。

○議長（中村弘美君） 1 番。

○1番（小棚木政之君） 財源と財政の話をされると、私が質問したこととずっと平行線だと思いますけれども、もう 1 点だけお尋ねをしたいと思えます。我々議員の使命といいますのは、市民からの負託によって同じく選挙で選ばれる市長を初めとして、当局とあるときは対峙して、あるときはともに手を携えて市政をよい方向に導くということがありますので、やはり民主主義の立場にのっとって考えれば、できるだけ一人一人の考えというものを市政に反映させていかなければならないということがあるかと思えます。そうした中で、この財政というのは大変に厳しい問題であるのですけれども、そういった民意の反映ということではどのようにお考えでしょうか。例えば、前回の2011年4月の選挙では、我々が当選したほかに落選された方が11名ほどいらっしゃいます。その11名の方が得票された数字というのが約7,700票ございます。この方たちの民意がどこに行ってしまうのか。我々がその方たちの民意を、本来その辺をしんしゃくする必要があるのですけれども、そういったことを考えて計算すると、少なく見積もっても逆に 2 人ほど足りないという計算になるのですが、民意の反映ということではどのようにお考えでしょうか。

○24番（田村 齊君） 議長、24番。

○議長（中村弘美君） 24番。

○24番（田村 齊君） よく、議員を減らすと声が届かないという意見が出てきます。私の考えとしては、声が届かないのではなく、議員がみずから地域に出かけて市民の声を聞くと、こうすると声が届きやすくなると思います。（拍手）

○議長（中村弘美君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。最初に、2 番、

武田晋君。

〔2番 武田 晋君 登壇〕

○2番（武田 晋君） 大館市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論いたします。

この条例案は、議員定数を現行の28人から24人に削減するための条例改正を行うものであります。議員定数をめぐっては、議会改革協議会において幾度となく協議されましたが、合意には至らなかった経緯があります。条例案の提案理由について、その趣旨は十分に理解できるものであり否定はいたしません、削減を実施するには時期尚早かと思えます。平成17年6月の1市2町合併時には63名の議員がおり、19年4月の統一地方選挙において30名の議員定数になりました。続いて、23年4月の改選時には2名削減され議員定数は28名となり、議会としては現在までの確な定数削減対応をしてきていると思えます。定数の適正規模に関してはさまざまな議論展開がなされていますが、決め手を欠いているのが現状です。議員定数の設定に影響を及ぼし得る要因としては、人口・人口密度（地域性）・産業構造・委員会数・他市の状況・財政状況・行政面積・世論などが想定されます。これらを総合的に協議、判断して慎重に推進する必要があります。財政効率・人口動向を重視し定数削減を急ぐ余り議会に対する市民の意見の反映度が低下したり、当局に対する監視機能の低下を招くおそれがあることを忘れてはいけません。むしろ、議会の活性化をどのように発展させていくかに今後一層力を入れるべきです。議会の活動原則を網羅した議会基本条例作成に向け、切磋琢磨する必要があると思えます。参考までに、大館市における人口と定数の関係を調べてみますと、平成19年4月改選時の議員1人当たりの人口は2,770人であり、23年4月の改選時には定数が2人削減されたこともあり2,847人であります。また、本年3月2日現在の人口から見ますと2,772人になります。人口5万人以上10万人未満の人口規模の全国平均が2,800人ほどと言われており、大幅な数値低減にはなっていないのが現状です。加えて、合併により913.7平方キロメートルにまでふえた行政面積にも注目すべきです。旧大館市の2.3倍の面積になっており、地域の裾野は細く、そして大きく広がっております。大館市の財政は厳しい状態が続きますが、短期的に考えるのではなく、長期的展望に立ち議会機能を十分に果たしながら財政健全化を図っていく必要があります。議員の定数削減には、総合的な判断をしながら検討していくべきと考え、本条例案には反対するものであります。以上です。（拍手）（降壇）

○議長（中村弘美君） 次に、27番、相馬エミ子君。

〔27番 相馬エミ子君 登壇〕

○27番（相馬エミ子君） 新生クラブの相馬エミ子です。議案乙第2号 大館市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に、賛成の討論を行います。

現在、大館市の人口は7万5,911人、国勢調査によりますと22年の直近の市の人口7万8,964人、わずか3年後の先月の2月1日には、7万5,911人と3,000人も減ってきていることがわか

っています。このように、毎年人口が1,000人ずつ減少してきており、それに拍車をかけるように地域経済は低迷し続けている現状であります。また、少子高齢化に歯どめがかからない状況が続く中で10年先、20年先には人口が5万人台になるとも推計されており、人口の増加、この見通しは難しいものと考えられます。このようなことなどから、今後大幅な税収の落ち込みが予想される中で地方交付税も減少するなど、経費節減は避けて通れない深刻な問題でもあります。当市もこれまで人件費の削減ということで、公営企業を除いて5年間で67人減らしており、7億4,000万円を削減するなど大変厳しい状況の中、努力をされております。また、民間への事業の指定管理者制度の導入、学校の統廃合など次々と縮小の一途をたどっていることは、皆さん御承知のとおりであります。市民の負託を受けた議員の一人として、バジの重さを痛感するのは私だけでしょうか。また、市町村合併により交付税が暫定となっていることなどから、11年目の平成28年度から5年間で14億4,000万円の収入減が見込まれております。今後ますます厳しくなることから、一般財源ベースで6%減を指示されるなど各担当課職員もそれぞれ厳しい財政事情の中で努力しているのが現状であります。要するに、市町村合併による促進剤の副作用が出てくるのがこれからであります。このようなことなどから、どこの自治体でも危機感を募らせ、末期症状にならないうちにと定数削減に踏み切っているところがふえているのであります。秋田県内を見ましても、13市のうち半数以上が既に定数削減に踏み切っています。今後の大館市を考えると、本庁舎建設という大事業を抱える中で今後の財政状況を鑑み、議会としても慎重に、慎重に進めていく必要があるのではないのでしょうか。今後5年間で基金を積み立て、不足分は合併特例債を活用する方針が示されておりますが、果たして5年間で基金が予定どおり積み立てられるのか、また、合併特例債も庁舎建設後返済をしていかなければならないなど、現実には厳しい財政状況になることも想定されております。このようなことなどから、議会も率先して身を切る覚悟で議員定数を28から24に削減をし、すっきりした形で本庁舎建設事業と向き合おうではありませんか。その上で当局と論じていけば、必ずや立派な庁舎ができると思います。東日本大震災を経験し、司令塔となるべき本庁舎建設のための議員定数削減については、大方の市民も大賛成であります。むしろ、現状の議員定数を維持しなければならないとするほうが、私には理解できません。なぜ、現状を維持しなければならないのですか。市民からは「選挙のことしか考えてない」、こういう声が聞かれました。もし、現状を維持しなければ声が届かない、面積が広過ぎるというのであれば、声が届く方法を考えればいいことであって、改革協議会で協議中の議会報告会などを、声が届くように実施すればできることであります。いずれにいたしましても10年先、20年先を見据えた中で議員の定数を論ずるべきと考えます。多くの市民がこの議員定数削減に注目をしています。大館市の将来に禍根を残すことのないようにするのも私たち議員の使命であります。どうか皆さん、議員各位の皆さん、御理解と御賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)(降壇)

○議長(中村弘美君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

○22番（田中耕太郎君） 議長、22番。

○議長（中村弘美君） 22番。

〔22番 田中耕太郎君 登壇〕

○22番（田中耕太郎君） 来年の選挙を前に、反対の討論をなさった武田議員に敬意を表します。

議員定数の問題が随分前から問われておりますけれども、他市と比べて大館が少ないとか多いとか言う前に、定数そのものの根拠をきちんと示すべきだということを、私は議会改革協議会の中で何度も申し上げておりましたが、結果としてその結論すら求められない中で「4がいい」とか「6がいい」ということではないと思います。先ほど来、話に出ております行政区域の面積ですけれども、913平方キロメートルという広い面積を28人で本当にフォローし切っているのかということを、賛成なさっている皆さんに申し上げたいと思います。実際私は、自分のなりわいの関係で比内の奥まったところ、また、田代の奥まったところに住んでいる方たちのいろいろな問題を吸い上げる機会があります。しかし、そこで言われるいろいろな問題に対して、責任を持った一議員としての行動が本当にできるのかと考えた場合、やはりなかなか難しいところがあります。そういうことを考えて議員定数削減への賛成というのは、私は長い目で見れば、それはそれでいいとは思いますが、今ここで拙速に結論を出して28を24にするという答えを導こうとするのは、私は反対であります。以上です。（拍手）（降壇）

○議長（中村弘美君） ほかに討論はありませんか。

○23番（富樫 孝君） 議長、23番。

○議長（中村弘美君） 23番。

〔23番 富樫 孝君 登壇〕

○23番（富樫 孝君） 賛成討論をいたします。

ただいま田中議員が定数についての論拠をとということでしたけれども、先ほどから田村議員と相馬議員が論拠については触れていると思います。県内でも定数削減をしている議会がたくさんあります。そしてまた、近隣の鹿角市では定数が20人、それから北秋田市でも6人削減し20人として現在選挙が行われておりますが、私の周りでも当然今回は定数削減の話があるとみんな思っております。このように、市民感情を考えれば定数削減は、避けては通れない問題だと思います。むしろ、削減をしないという根拠のほうがわかりません。どうか多くの議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

○議長（中村弘美君） お諮りいたします。

それぞれ、反対の立場からお二人、賛成の立場からお二人の討論がありました。ここで討論を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村弘美君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

---

### 日程第9 意見書案の上程

○議長（中村弘美君） 日程第9、意見書案の上程を行います。

意見書案第1号から同第3号までの以上3件を一括上程いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程いたしました意見書案3件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案3件は直ちに議題とすることに決しました。

○議長（中村弘美君） **意見書案第1号** 経済・雇用対策強化のための地方財政の強化を求める意見書の提出について、**同第2号** 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の提出について、**同第3号** 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出についての以上3件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、以上3件を一括して採決いたします。

本3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の処理については、議長に一任願います。

---

### 日程第10 閉会中審査事件の付託

○議長（中村弘美君） 日程第10、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願3件、陳情6件について、閉会中の継続審査

の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて9件は、お手元に配付しております閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

| 番 号     | 件 名                                             | 付託委員会 |
|---------|-------------------------------------------------|-------|
| 請願 第3号  | 放射性セシウムを含む焼却灰の受け入れ再開への反対について                    | 厚生委   |
| 〃 第24号  | T P P交渉に関する意見書の提出要請について                         | 教 産 委 |
| 〃 第25号  | T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出要請について                    | 〃     |
| 陳情 第29号 | 「教育費無償化」の前進を求める意見書の提出要請について                     | 〃     |
| 〃 第41号  | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書の提出要請について          | 厚生委   |
| 〃 第48号  | 雇用の安定を求める意見書の提出要請について                           | 教 産 委 |
| 〃 第50号  | 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出要請について                      | 総 財 委 |
| 〃 第51号  | 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書の提出要請について | 〃     |
| 〃 第52号  | 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出要請について                      | 〃     |

○議長（中村弘美君） さらにお諮りいたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から所管事務の調査・審査について、平成27年3月議会定例会まで、閉会中の継続調査及び審査をしたい旨の申し出があります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村弘美君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出の期日まで、それぞれの所管事務について、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

---

○議長（中村弘美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成26年3月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後2時55分 閉 会

---

平成26年3月17日

大館市議会議長

署名議員 16 番

署名議員 17 番

署名議員 18 番